

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課・総務係（選挙管理委員会）

個人情報ファイルの名称	選挙管理システム	
行政機関等の名称	東伊豆町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿登録者の情報を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 続柄、5 住所、6 投票区、7 行政区、8 班、9 転入届日、10 転入日、11 転出届日、12 転出日	
記録範囲	年齢満 18 歳以上の日本国民のうち、東伊豆町の住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上住民基本台帳に記録され、転出日後 4 か月を経過しない者	
記録情報の収集方法	住民福祉課（住民基本台帳システム）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）東伊豆町総務課	
	（所在地）〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3354 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 1 日